

議案 - 1

連絡会規約改正について（案）

令和 6年 5月31日

雄物川水系湧水情報連絡会
事務局

雄物川水系湧水情報連絡会の構成機関に組織変更があったことから、以下のよう
に規約を改正します。

< 改正前 > 別表 - 1 機関名 東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所
役 職 企画課長

< 改正後 > 別表 - 1 機関名 東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所
役 職 次長

< 改正前 > 別表 - 1 機関名 東北農政局 田沢二期農業水利事業所
役 職 工事第一課長

< 改正後 > 別表 - 1 機関名 東北農政局 田沢二期農業水利事業所
役 職 工事課長

< 改正前 > 別表 - 1 機関名 秋田県 農林水産部 農地整備課
役 職 農地整備課長

< 改正後 > 別表 - 1 機関名 秋田県 農林水産部 農地整備課
役 職 農林水産部参事(兼)農地整備課長

< 改正前 > 別表 - 1 機関名 秋田県 秋田地域振興局 建設部 保全・環境課
岩見ダム管理事務所
役 職 事務所長

< 改正後 > 別表 - 1 機関名 秋田県 秋田地域振興局 建設部 保全・環境課
岩見ダム管理事務所
役 職 チームリーダー(兼)事務所長

雄物川水系湯水情報連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、雄物川水系湯水情報連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、雄物川水系の湯水時において、関係利水者間の調整協議が円滑に行われるようにするために、河川管理者及び利水者間の情報交換を積極的に行い、湯水時の合理的な水利用並びに河川環境の保全を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- (1) 水利用の実態に関する情報交換
- (2) 水利用の実態把握のための連絡体制に関する事
- (3) 河川流況及び水質等河川環境の保全に関する情報交換
- (4) 合理的な水利用の方策に関する事
- (5) その他必要と認められる事項に関する事

(組織)

第4条 連絡会は、別表 - 1 に掲げるものによって組織する。

- 2、連絡会に、会長1名及び副会長1名を置くものとする。
- 3、会長は、連絡会を代表し、会務を掌理するものとし、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長をもってこれにあてる。
- 4、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、秋田県建設部河川砂防課長をもってこれにあてる。
- 5、連絡会は、必要に応じ、別表 - 1 に掲げる以外の、利水者及び関係機関を参加させることができる。

(会議の招集)

第5条 連絡会は、第3条に定める協議事項を処理するため、以下に示す段階において会長が召集する。

- (1) 毎年度（定例会）
- (2) 会長が必要と認めたとき

(部会)

第6条 連絡会に部会を置く。

- 2、部会は、雄物川上流部と雄物川下流部とする。
- 3、部会に部会長を置き、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長を上流部会長、

東北地方整備局秋田河川国道事務所長を下流部会長とする。

- 4、部会長は、必要と認めるとき部委員を召集し、連絡会に準じた部会務を掌理することができる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務を行うため事務局を置く。

- 2、事務局は、東北地方整備局湯沢河川国道事務所河川管理課に置く。
- 3、下流部事務局を東北地方整備局秋田河川国道事務所河川管理課に置く。
- 4、湯水に関する情報連絡並びに記者発表については、上流事務局である湯沢河川国道事務所が行う。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の同意を得てこれを行うことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるものの他、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付則 この規約は、平成18年6月5日から適用する。

付則 この規約は、平成22年5月31日から適用する。

付則 この規約は、平成23年6月22日から適用する。

付則 この規約は、平成24年6月22日から適用する。

付則 この規約は、平成24年9月20日から適用する。

付則 この規約は、平成26年6月27日から適用する。

付則 この規約は、平成27年6月17日から適用する。

付則 この規約は、平成27年7月9日から適用する。

付則 この規約は、平成29年7月11日から適用する。

付則 この規約は、平成30年6月29日から適用する。

付則 この規約は、平成30年8月3日から適用する。

付則 この規約は、令和2年5月27日から適用する。

付則 この規約は、令和3年6月10日から適用する。

付則 この規約は、令和4年6月6日から適用する。

付則 この規約は、令和5年5月31日から適用する。

付則 この規約は、令和6年5月31日から適用する。

雄物川水系湯水情報連絡会 役員名簿				
役員等	機 関 名	役 職	上流 部会	下流 部会
会 長	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	事務所長		
副会長	秋田県 建設部 河川砂防課	河川砂防課長		
部会長	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	事務所長		
"	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	事務所長		
委 員	東北地方整備局 玉川ダム管理所	管理所長		
"	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	副所長		
"	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	副所長		
"	東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所	副所長		
"	秋田地方気象台	防災管理官		
"	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所	次長		
"	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所	調査設計課長		
"	東北農政局 田沢二期農業水利事業所	工事課長		
"	東北農政局 旭川農業水利事業所	工事第一課長		
"	秋田県 生活環境部 環境管理課	環境管理課長		
"	秋田県 生活環境部 生活衛生課	生活衛生課長		
"	秋田県 農林水産部 農地整備課	農林水産部参事(兼)農地整備課長		
"	秋田県 産業労働部 公営企業課	公営企業課長		
"	秋田県 産業労働部 玉川発電事務所	事務所長		
"	秋田県 産業労働部 秋田発電・工業用水道事務所	事務所長		
"	秋田県 秋田地域振興局 農林部	農林部長		
"	秋田県 仙北地域振興局 農林部	農林部長		
"	秋田県 平鹿地域振興局 農林部	農林部長		
"	秋田県 雄勝地域振興局 農林部	農林部長		
"	秋田県 秋田地域振興局 建設部	建設部長		
"	秋田県 秋田地域振興局 建設部 保全・環境課(兼)旭川ダム管理事務所	課長(兼)事務所長		
"	秋田県 秋田地域振興局 建設部 保全・環境課 岩見ダム管理事務所	チームリーダー(兼)事務所長		
"	秋田県 仙北地域振興局 建設部	建設部長		
"	秋田県 仙北地域振興局 建設部 保全・環境課 鏝畑ダム管理事務所	チームリーダー(兼)事務所長		
"	秋田県 仙北地域振興局 建設部 保全・環境課(兼)協和ダム管理事務所	課長(兼)事務所長		
"	秋田県 平鹿地域振興局 建設部	建設部長		
"	秋田県 平鹿地域振興局 建設部 保全・環境課(兼)大松川ダム管理事務所	課長(兼)事務所長		
"	秋田県 雄勝地域振興局 建設部	建設部長		
"	秋田県 雄勝地域振興局 建設部 保全・環境課 皆瀬・板戸ダム管理事務所	チームリーダー(兼)事務所長		
"	秋田市 上下水道局 浄水課	副理事兼浄水課長		
"	大仙市 上下水道局 水道課	水道課長		
"	横手市 上下水道部 水道課	次長兼水道課長		
"	湯沢市 建設部 上下水道課	上下水道課長		
"	仙北市 建設部 上下水道課	上下水道課長		
"	東北電力(株) 電源立地部	副調査役		
事務局	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	流域治水課		
"	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	河川管理課		
"	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	流域治水課		
"	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	河川管理課		